令和5年度第1回遠野テレビ放送番組審議会

日 時 令和5年6月28日(水) 午後1時30分 会 場 とぴあ庁舎 大会議室

- 一 次 第 一
- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 報 告
 - (1) 遠野テレビ自主放送番組の放送実績について
 - (2) その他報告事項
- 4 審 議
 - (1) 遠野テレビ 自主制作番組について (試写)
 - (2) その他
- 5 その他
- 6 閉 会

遠野テレビ放送番組審議会委員名簿

NO	氏 名	住所	備考
1	*************************************	遠野市中央通り	
2	^{ちば} 東 真由美	遠野市綾織町	
3	おがさわら あきら 小笠原 晃	遠野市小友町	
4	nlite あきひこ 石 直 亮 彦	遠野市附馬牛町	副会長
5	^{きくち} 菊 池 タ キ	遠野市松崎町	
6	*************************************	遠野市土淵町	
7	がきわら やすとも 小笠原 康 友	遠野市青笹町	
8	菊池 豊	遠野市上郷町	
9	菊 池 保 夫	遠野市宮守町下宮守	
10	中村孝子	遠野市宮守町達曽部	
11	きくち たかし 菊 池 崇	遠野市宮守町下鱒沢	
12	きくち たけひこ 菊 池 武 彦	遠野市宮守町下宮守	会長

1 根拠規定:遠野市ケーブルテレビジョン放送施設条例(第40条)

2 任 期:令和4年4月1日から令和6年3月31日まで(2年間)

3 放送番組審議会の任務:

市長の諮問に応じ、放送番組の適正化を図るため、次の事項について審議し、答申する。

- (1) 遠野テレビ番組基準の制定又は変更
- (2) 放送番組の編集に関する基本計画の制定又は変更
- (3) その他審議会の目的を達成するために必要な事項

4 審議会への報告義務:

次の事項を放送事業者から報告を受ける。

- (1) 審議会が諮問に応じ答申した又は意見を述べた事項に対する措置の内容
- (2) 法令の規定による訂正又は取り消しの放送の実施状況
- (3) 放送番組に関して申出のあった苦情その他の意見の概要

【参考資料】

放送法

(放送番組審議機関)

- 第6条 放送事業者は、放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関(以下「審議機関」という。)を置くものとする。
- 2 審議機関は、放送事業者の諮問に応じ、放送番組の適正を図るため必要な事項を審議する ほか、これに関し、放送事業者に対して意見を述べることができる。
- 3 放送事業者は、番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、審議機関に諮問しなければならない。
- 4 放送事業者は、審議機関が第二項の規定により諮問に応じて答申し、又は意見を述べた事項があるときは、これを尊重して必要な措置をしなければならない。
- 5 放送事業者は、総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を審議機関に報告しなければならない。
- 一 前項の規定により講じた措置の内容
- 二 第九条第一項の規定による訂正又は取消しの放送の実施状況
- 三 放送番組に関して申出のあつた苦情その他の意見の概要
- 6 放送事業者は、審議機関からの答申又は意見を放送番組に反映させるようにするため審議 機関の機能の活用に努めるとともに、総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事 項を公表しなければならない。
- 一 審議機関が放送事業者の諮問に応じてした答申又は放送事業者に対して述べた意見の内容 その他審議機関の議事の概要
- 二 第四項の規定により講じた措置の内容

遠野市ケーブルテレビジョン放送施設条例

第9章 審議会

(審議会の設置)

第39条 放送番組の適正を図るため、諮問機関として、放送法第6条第1項の規定により、 遠野テレビ放送番組審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織等)

- 第40条 審議会は、委員5人以上で組織する。
- 2 委員は、遠野テレビの番組を視聴することができる者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。
- 4 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任 期間とする。

(会議)

- 第41条 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の総数の過半数の出席により成立する。
- 3 審議会は、年2回以上開催する。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第42条 審議会の庶務は、総務企画部において処理する。

3 報 告

(1) 遠野テレビ自主放送番組の放送実績について

ア 令和5年2月から令和5年5月まで放送した主なニュース項目

放送日	項目
2月1日	3年ぶりに開催松崎町新年交流会
7 日	遠野テレビ放送番組審議会
8日	ピコ水力発電機づくりワークショップ
13日	第46回岩手県消防職員意見発表会古舘結似消防士が最優秀賞
17日	親子で開店ピッツェリア&バル
21日	2年ぶりに公演行われる遠野物語ファンタジー
28日	江戸時代の遠野領内図公開
3月1日	市内の高校で卒業式
7日	「語り・継ぎ」トランプを使って防災・復興について学ぶ
9日	自家生産で提供黒毛和牛をより身近に
14日	令和4年度みんなの井戸端会議
20日	遠野市防災フォーラム
31日	オープン室内ゴルフ場「インドアゴルフゼロス」
4月3日	新採用職員辞令交付
6 日	市内中学校入学式、桜の開花の様子
10日	道の駅遠野風の丘リニューアル2周年
17日	遠野テレビ指定管理者制度のお知らせ
18日	盛岡市内一周継走大会遠野中学校女子が準優勝
26日	地域の出来事・人を発信遠野在住のフリーライター
28日	観光マネジメントボード遠野設立総会
5月1日	遠野さくら祭り2023南部氏遠野入部行
3 日	(仮称)遠野テレビ町なかスタジオプレイベント町なかmin
	iマルシェ開催
8月	こどもスポーツ流鏑馬大会
19日	遠野市在住の画家県内で個展初開催
22日	在日本ネパール国大使館特命全権大使遠野視察
23日	空家等の利活用に向けて一般財団法人TRC設立
25日	便利に利用スマホ教室開催
29日	遠野テレビ地域DX推進センターD-Base Kacomuオープン

イ 「とおのタイム」枠内企画

番組名	放送日	企画者	番組内容
川柳を詠む	毎週 月曜日	遠野川柳会	遠野川柳会会員の作品を紹介

番組名		放送日	企画者	番組内容
求人情報	毎週	月曜日	ハローワーク 遠野	ハローワーク遠野からの求人情 報
とおのっこ バンザイ	毎月	第4火曜日	遠野市保育協 会	園児たちの保育園内の様子を紹 介
アグリガイド	毎週	水曜日	遠野市畜産園 芸課	農林畜産業情報
緑峰TODAY	毎月	第3木曜日	遠野緑峰高校 放送委員会	学校行事や生徒たちの活躍を紹 介
遠高Watching	毎月	第4木曜日	遠野高校 報道委員会	学校行事や生徒たちの活躍を紹 介
慶弔情報	毎週	月曜日~ 金曜日	遠野市市民課	結婚・出生・死亡届に基づく情 報提供
わらすっこナビ	毎月	第2火曜日	遠野市 こども政策課	遠野市の子育てに関する情報発 信コーナー
広げよう健幸 のWA	毎月	第3金曜日	遠野健康福祉 の里	ウオーキングなど健康づくりに ついて紹介

^{※6}月から毎月第2・4木曜日 まちスタTube スタート

ウ 自主放送企画番組等

放送日	番組名	放送内容
2月11日・12日	遠野文化研究センター講座 「謎解き 遠野高校の宮沢賢治 像」	市民センターで行われた遠野文化 研究センター講座を収録して放送
12日・13日	第49回保育のつどい	市民センターで行われた園児によ る発表会
25日・26日	第28回遠野市神楽共演会前編	市内神楽団体による神楽演舞の様 子を紹介
	語り部『遠野物語』#14	市内観光施設等で収録した市内語 り部による『遠野物語』の語り
3月4日・5日	第28回遠野市神楽共演会後編	市内神楽団体による神楽演舞の様 子を紹介
18日·19日 25日·26日	第39回遠野昔ばなし祭り 前編・ 後編	語り部による昔ばなしの語りの様 子を紹介
4月8日・9日	「新しい『遠野物語』を創るプロ ジェクト発表会	遠野高校生による地域課題解決に 関するプロジェクト発表会

放送日	番組名	放送内容
15日・16日	遠野緑峰高校構内プロジェクト発 表会	緑峰高校生による専門学習での研 究活動の成果発表
29日・30日	第48回遠野物語ファンタジー「きつねの絵筆」	遠野物語ファンタジーの公演内容 を放送
5月2日~4日	まちナビ 〜遠野さくらまつり2023〜	南部入部行列や鍋倉城の歴史など をまち歩きで紹介
27日・28日	遠野さくらまつり2023 郷土芸能共演会 (111CH)	南部神社例大祭での共演会を中心に放送
27日	D-Base「Kacomu」オープニングセ レモニー	遠野テレビ地域DX推進センターの オープンセレモニーを生中継

工 他局制作番組

番組名	放送月	本編	制作局	放送内容
きっこのアイアン クッキング	毎月	30分	水沢テレビ	南部鉄器を使用した調理器具で、各種料理を紹介
イイネ!みちのく マガジン#9~11	2カ月 毎	30分	岩手県CATV 連絡協議会	加盟9局による共同制作情報番組
釣るテレ	毎月	30分	三陸ブロー ドネット	釜石市沿岸を中心とした釣り番 組
けーぶるにっぽん 彩・JAPAN# 47、48	毎月 (3月 まで)	30分	日本ケーブ ルテレビ連 盟	全国のケーブルテレビ各局が地 域のたからを全国に発信する番 組シリーズ
おまつりニッポン #1、2、3、4	毎月 (4月 から)	30分 (15分 × 2)	日本ケーブ ルテレビ連 盟	全国のケーブルテレビ各局が地 域のたからを全国に発信する番 組シリーズ
壮観劇場#23~26	毎月	30分	日本ケーブ ルテレビ連 盟	全国のケーブルテレビ各局が撮 影した風景美、映像美の番組シ リーズ
花巻市民劇場「宙 の巡りのめあて〜 宮沢賢治戯曲四部 作〜」	5月	90分	花巻ケーブ ルテレビ	花巻市民劇場の公演を放送
第36回釜石市民劇場「七十七年前の出来事 乙女たちの戦い」	5月	105分	三陸ブロー ドネット	釜石市民劇場の公演を放送

(2) その他の報告事項

- ア 法令の規定による訂正又は取り消しの放送の実施状況 該当なし
- イ 放送番組に関して申出のあった苦情その他の意見の概要 該当なし

ウ 停波等の事故報告

(ア) 放送法施行規則によるもの

要件:利用者数500世帯かつ継続時間2時間以上の停波事故があった場合は総務省 に報告する。

発生日	一時	令和5年3月3日(金)	8時00分頃~10時55分頃	2時間55分
原	因	遠野テレビヘッドエント	、機器の故障	
⇒ ₩	√ш	CAD TILE OF VIEW TITE	ついて 世上 かひょり ナサバナス	冶油

□ 詳 細 STB 利用の全加入世帯について地上波及び自主放送が停波

□ 影響世帯 市内全域 5,819世帯

(イ) 電気通信事業法施行規則よるもの 該当無し

要件:利用者数3万人以上または継続時間2時間以上の障害事故があった場合は総務省に報告する。

工 加入状況

(ア) テレビ・インターネット

(件)

区	分	(令和3年度) 令和4年3月末 加入数	(令和4年度) 令和5年3月末 加入数	比較	加入率
	遠野エリア	7,189	7,176	△13	80.3%
テレビ	宮守エリア	1,538	1,512	△26	100.5%
	計	8,727	8,688	△39	83.2%
	遠野エリア	3,336	3,505	169	39.2%
インターネット	宮守エリア	6 1 1	6 9 1	8 0	45.7%
	計	3,947	4,196	2 4 9	40.2%

(4) 4 K 対応型STB加入状況

(台)

令和 3年度		令和4年度						合計
3月末	~9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月	
4 2 5	2 2	3	4	8	1	5	5	473

4 審 議

(1)「遠野テレビ 自主制作番組」について (放送番組審議会試写番組)

タイトル・内容

- ・自家生産で提供黒毛和牛をより身近に「焼肉ホルモン 彦政」(3月放送)
- ・オープン室内ゴルフ場「インドアゴルフゼロス」(3月放送)

【参考資料】

放送番組の編集に関する基本計画(平成27年4月1日改定)

1 自主番組編成上の基本方針

今日、技術革新が進み、一般の情報ニーズも高まって、いわゆる高度情報社会となってきている。この中で、遠野テレビでは、CATVの使命、役割の位置づけを十分認識して、次のような方針で番組編成を行う。

- (1) CATVがもつ社会性、公共性の意義を認識して地域社会に貢献することを目指す。
- (2) CATVの持つ地域性を反映させ、住民の参加、協力を積極的に図り特色ある ものとする。
- (3) 行政・お天気チャンネル及びコミュニティチャンネルを設け視聴者のニーズに応える。
- (4) デジタル放送への対応を行い、電子番組表及びデータ放送などサービスの向上 を行う。

具体的なチャンネルプランは次のとおりである。

チャンネルプラン	デジタル放送
行政・お天気チャンネル	10 C h
コミュニティチャンネル	11 C h

2 自主番組編成プラン

(1) コミュニティチャンネル

遠野市のトピックス、身近なニュース等を中心にコミュニティ情報チャンネルとして位置付け、市民参加性と市民開放チャンネルとする。市販のパッケージソフトも調達し、教育・教養番組等も加える。

(2) 行政・お天気チャンネル

議会中継、広報、記者懇談会等の行政情報及び気象情報提供チャンネル。

3 放送内容一覧と使用周波数(チャンネル)

(1) 自主放送使用チャンネル

,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	用周波数ヤンネル	チャンネル名称	備考
上り	30~36 MHz	テレビ生中継用	
下り	10 C h	行政・お天気チャンネル (デジタル)	遠野テレビデジタル10
	11 C h	コミュニティチャンネル (デジタル)	遠野テレビデジタル11

(2) 自主放送の内容 (デジタル放送)

チャンネル	放送番組	主な番組内容	備考
10 C h	0:00~24:00 (24時間)	議会中継・記者懇談会 広報(市役所) 行政関係番組 お天気 データ放送	VTR中心
11 C h	0:00~24:00 (24時間)	地域ニュース データ放送	VTR中心

遠野テレビ放送番組基準(令和4年4月1日改定)

- 1 遠野テレビは、文化の向上、公共の福祉、産業と経済の反映に役立ち、平和で豊かな 地域社会の実現に寄与するため、民主主義の精神に従い、基本的人権と世論を尊び、言 論及び表現の自由を守り、法と秩序を尊重して地域社会の信頼にこたえる放送を行う。
- 2 放送に当たっては、次の点を重視し、番組相互の調和と放送時間に留意するとともに 即時性、普遍性、多様的など有線テレビジョン放送の持つ特性を発揮し、内容の充実に 努める。
 - (1) 的確な地域情報の提供
 - (2) 正確で迅速な放送
 - (3) 健全な娯楽
 - (4) 教育・教養の進展
 - (5) 児童及び青少年に与える影響
 - (6) 節度を守り、真実を伝える影響
- 3 次の基準は有線テレビジョン放送の番組及び広告などすべての自主放送に適用する。 (自主放送とは同時再放送以外の有線テレビジョン放送をいう。)
- (1) 人権・人格・名誉
 - アー人命を軽視するような取扱いはしない。
 - イ 個人や団体の名誉を傷つけたり、信用を損なったりするような放送はしない。
 - ウ 人種・性別・職業などによって取り扱いを差別しない。
 - エ 個人情報の取り扱いには十分注意し、プライバシーを侵すような取り扱いはしない。
- (2) 政治·経済
 - ア 政治上の諸問題は、公正に取り扱う。
 - イ 経済上の諸問題で、一般に重大な影響を与えるおそれのあるものについては、特 に慎重を期する。
 - ウ 意見が対立している公共の問題については、正しい法的措置を妨げるような取り 扱いはしない。
 - エ 現在、裁判にかかっている事件については、正しい法的措置を妨げるような取り 扱いはしない。
 - オ 選挙事前運動の疑いがあるものは取り扱わない。
- (3) 児童及び青少年への配慮
 - ア 児童及び青少年の人格形成に貢献し、良い習慣、責任感などの健全な精神を尊重 させるように配慮する。
 - イ 児童向け番組は、健全な社会通念に基づき、児童の品性を損なうような言葉や表現は避け、児童の気持ちを過度に刺激したり傷つけたりしないように配慮する。
- (4) 家庭と社会
 - ア 家庭生活を尊重し、これを破壊するような思想を肯定的に取り扱わない。
 - イ 社会の秩序、習慣を乱すような言動は肯定的に取り扱わず、公衆道徳を尊重する。
 - ウ 暴力行為は、どのような場合にも是認しない。
- (5) 教育·教養

- ア 教育番組は、学校向け社会向けを問わず、社会人として役立つ知識や資料などを 系統的に放送する。
- イ 学校向け教育番組は、広く意見を聞いて学校に協力し、視聴覚的特性を生かして、教育的効果を上げるように努める。
- ウ 社会向け教育番組は、学問・芸術・技術・技芸・職業など、専門的な事柄を視聴 者が興味深く習得できるようにする。
- エ 教育番組の企画と内容は、教育関係法規に準拠して、あらかじめ適当な方法によって視聴対象が知ることのできるようにする。
- オ 教養番組は、形式や表現にとらわれず、視聴者が生活の知識を深め、円満な常識 と豊かな情操を養うのに役立つように努める。

(6) 報道

- ア ニュースは事実に基づいて報道し、個人の自由を侵したり、名誉を傷つけたりしない。
- イ 取材・編集に当たっては、一方的に偏るなど視聴者に誤解を与えないように注意 する。
- ウニュースの中で意見を取り扱う時は、その出所を明らかにする。
- エ 事実の報道であっても、不適切な場面の細かい表現は避ける。
- オ ニュース、ニュース解説および実況中継などは、不当な目的や宣伝に利用されな いように注意する。

(7) 宗教

- ア 信教の自由および各宗派の立場を尊重し、他宗・他派を中傷、誹謗する言動は取り扱わない。
- イ 宗教の儀式を取り扱う場合、またその形式を用いる場合は、尊厳を傷つけないよ うに注意する。
- ウ 宗教を取り上げる際は、客観的事実を無視したり、科学を否定したりする内容に ならないように注意する。
- エ 特定宗教のために寄付の募集などは取り扱わない。

(8) 表現上の配慮

- ア 放送内容は、放送時刻に応じて視聴者の生活状態を考慮し、不快な感じを与えないようにする。
- イ わかりやすく適正な言葉と文字を用いるように努める。
- ウ 方言を使う時は、その方言を日常使っている人々に不快な感じを与えないように 留意する。
- エ 人心に動揺や不安を与えるおそれのある内容のものは慎重に取り扱う。
- オ 不快な感じを与えるような下品、卑わいな表現は避ける。
- カ 細かく点滅する映像や急激に変化する映像手法などについては、視聴者の身体への影響に十分配慮する。
- キ 外国作品を採り上げる時や海外取材にあたっては、時代・国情・伝統・習慣など の相違を考慮する。
- ク 特定の対象に呼びかける通信・通知およびこれに類似するものは、人命に関わる 場合、その他社会的影響のある場合は除き、取り扱わない

(9) 犯罪

- ア 犯罪については、法律を尊重し、犯人を魅力的に表現したり、犯罪行為を是認し たりするような取り扱いはしない。
- イ 犯罪の手段や経過などについては、必要以上に詳細な描写をしない。

(10) 性表現

- ア 性に関する事柄は、視聴者に困惑・嫌悪の感じをいだかせないように注意する。
- イ 性衛生や性病に関する事柄は、医学上、衛生上、教育上必要な場合のほかは取り 扱わない。
- ウ 一般作品はもちろんのこと、たとえ芸術作品でも、極度に官能的刺激を与えないように注意する。
- エ 性的犯罪・変態性欲・性的倒錯などの取り扱いは特に注意する。
- オ 性的少数者を取り上げる場合は、その人権に十分配慮する。
- カ 全裸は原則として取り扱わない。肉体の一部を表現するときは、下品・卑わいな 感じを与えないように注意する。
- キ 出演者の言動・動作・舞踊・姿勢・衣装・色彩・位置などによって、卑わいな感 じを与えないように注意する。

(11) 広告

- ア 広告放送はコマーシャルによって、広告放送であることを明らかにする。
- イ 広告主が明らかでなく、責任の所在が不明なものは取り扱わない。
- ウ 番組およびスポットの提供については、公正な自由競争に反する独占的利用を認 めない。
- エ 権利関係や取引の実態が不明確なものは取り扱わない。
- オ 求人に関する広告は、求人事業者および従事すべき業務の内容が明らかなものでなければ取り扱わない。
- カ 地域性や慣習などが含まれている広告は、放映地域の特性に応じて、視聴者に不 快感や不安な感情を与える表現を用いている場合は取り扱わない。
- キ 地域の産業や販売行為を妨げるおそれがある広告は取り扱わない。

(12) 訂正

放送が事実と相違していることが明らかになったときは、すみやかに取り消し、また は訂正する。

(13) その他

番組及び広告の企画、制作にあたり、本基準に定めのないものについては、一般社団 法人日本ケーブルテレビ連盟の定める「日本ケーブルテレビ連盟放送基準」に準拠する ものとする。

附則

この基準は平成27年4月1日から施行する。

附則

この基準は令和4年4月1日から施行する。